

おりづる

上杉在宅介護
支援センター
通信
平成27年秋号

日一日と寒さがつのりますが、いかがお過ごしでしょうか。

朝晩の冷え込みも強くなり、体調を崩しやすい時期です。あたたかくしてお風邪をひかないよう、お気をつけ下さい。

今回は前号に引き続き、「高額介護(予防)サービス費」等についてお話したいと思います。



《介護保険のお話 ～平成27年8月改正について～》

前回の夏号では「一定の所得がある方のサービス利用料の利用者負担が2割になる」ことについての内容をお伝えさせていただきました。そして今回は、利用者負担割合に伴って変更になった「高額介護(予防)サービス費」「70歳未満の方の高額医療合算介護(予防)サービス費の自己負担限度額」についてお伝えさせていただきます。

【高額介護(予防)サービス費について】

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定の額(自己負担上限額)を超えた場合「高額介護(予防)サービス費」が支給されます。
(申請が必要な方には自治体よりお知らせが届きます)

平成27年8月サービス利用分から対象者区分が右記のように変更となりました。

● 高額介護サービス費支給制度

2015年8月現在	
区 分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯) ※(新設)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人) ※
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。
参考資料 厚生労働省 周知用リーフレット(高額介護サービス費の負担限度額の見直し)より

【70歳未満の方の高額医療合算介護(予防)サービス費の自己負担限度額について】

各医療保険と介護保険の1年間の自己負担額を合計して、一定の金額(限度額)を超えた場合に、申請によりその超えた額が支給されます。

(申請が必要な方は各医療保険からお知らせがあります)

総所得が901万円を超える世帯	⇒自己負担限度額(年額)212万円
総所得が600万円超901万円以下の世帯	⇒自己負担限度額(年額)141万円
総所得が210万円超600万円以下の世帯	⇒自己負担限度額(年額)67万円
総所得が210万円以下の世帯(住民税非課税世帯を除く)	⇒自己負担限度額(年額)60万円
住民税非課税世帯	⇒自己負担限度額(年額)34万円

※不明な点については各自治体介護保険係にお問い合わせください。

日本一やさしい居宅介護支援事業所を目指す「上杉在宅介護支援センター」へご相談がございましたら・・・

内科佐藤病院となりオオノビル5階へご連絡下さい！！

・TEL 022-217-2215 ・FAX 022-713-3376

次回冬号は「冬の健康管理」について情報をお届けする予定です。